

(31) 国際交流規程

公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）は、国際交流による友好の増進と競技力向上の重要性に鑑み、本会の加盟団体、その支部組織、登録団体（チーム）、個人会員あるいは本会使用指定業者（以下国際交流実施者という）が本会の登録会員を対象として、自主的に行う国際交流を適切に管掌し、その活動を支援する目的をもって本規程を制定する。

（国際交流の範囲）

第1条 国際交流実施者が行う国際交流とは次の行為をいう。

- 1) 国際卓球連盟に加盟している協会に所属する選手、役員を招聘し、試合・講習会・練習会・コーチ会議・懇親会などの卓球交流を行うこと。
- 2) 国際卓球連盟に加盟している協会（団体、個人を含む）が引き受け人になり、その協会に加盟団体等から選手・役員を派遣し、試合・講習会・練習会・コーチ会議・懇親会などの卓球交流を行うこと。

第2条 国際卓球連盟に加盟していない協会との交流は原則として認めない。

（届出・承認）

第3条 第1条の国際交流に当たっては、国際交流実施者は次の方式により交流開始1カ月前までに第5条の内容をもって本会に届出・承認を得るものとする。

- 1) 加盟団体は管下支部組織及び会員の交流を含み、提出する。
- 2) 本会使用指定業者は正を本会宛に、写を関係加盟団体に提出する。

第4条 行政等の関連で、第2条の国際交流が計画されているような場合は事前に本会に連絡し、助言を得るものとする。

（届出の内容）

第5条 国際交流の届出に当たっては次の内容を記載し、本会宛提出するものとする。

- 1) 交流の目的
- 2) 交流内容
 - ① 大会名
 - ② その他
- 3) 来日先／派遣先協会名（団体）
- 4) 来日者／派遣者の内容
 - ① 氏名
 - ② 所属
 - ③ 年齢
 - ④ 選手・役員・その他の区別
 - ⑤ その他の必要事項
- 5) 交流の期日

- 6) 交流の場所
- 7) 主催者
- 8) 協賛者／後援者
- 9) 国歌・国旗使用の有無：（有の場合は いつ・どこで・どのようにを記載する）
- 10) 交流費用負担者
- 11) 加盟団体等の担当者
- 12) 交流先協会（団体・個人）の担当者
- 13) 本会宛の依頼事項
- 14) その他、重要事項

尚、届出に当り、上記項目の全てを記入できない場合は、その旨記載し別途数日中に送付することができるものとする。

第6条 届出に当たっては、次の来・出状のコピーを第5項の届出に添付するものとする。

- 1) 来日協会（団体・個人）宛の招聘状
- 2) " " (" ") からの承諾状
- 3) 派遣先協会からの招聘状

（本会の助言・協力）

第7条 国際交流に当たって、国際交流実施者は本会の助言・協力を求めることができる。

- 2 本会は、当該協会宛交流の連絡をする。
- 3 第9条第2項にかかわらず国際交流に当り、問題が発生した場合は必要に応じ本会がその解決に協力する。

（実務実行者）

第8条 国際交流に要する実務は、交流を計画した国際交流実施者が行うものとする。

- 2 本会が求められて、交流に要する実務を実施した場合には、その費用の実費を国際交流実施者に請求できるものとする。

（管理責任）

第9条 国際交流に当たっては、卓球活動及びそれに付帯する活動に限定するものとする。

- 2 国際交流実施者は来日者あるいは他協会への派遣者の行動及び発生事態について、一切の責任をもつものとする。

（報告書の提出）

第10条 国際交流実施者は終了後、本会宛、行事・試合結果等の報告書を提出するものとする。

(規程違反)

- 第11条 国際交流を実施するに当り、実施者が次の各号の1に該当する行為をした場合は、規程違反として罰則の対象となる。
- 1) 本会の承認を得ることなく、実施した場合。
 - 2) 本会への実施申請に当り、故意に申請内容を偽った場合。
 - 3) 本会の承認内容と異なる内容で実施した場合。
 - 4) 実施者として品位を汚し、また著しく本会の名誉を傷つけた場合。

(罰則)

- 第12条 規程違反の国際交流実施者は、本会の理事会の決定によって、次の罰則を受ける。
- 1) 国際交流の ①無期限 あるいは ②有期限の実施禁止。
 - 2) 加盟団体に所属している本会登録会員の特定期間全日本大会への参加禁止。
 - 3) その他（始末書の提出、他）

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。